「２０２３ぐんまの家」設計・建設コンクール募集要領

主催：群馬県
　　　群馬県ゆとりある住生活推進協議会
共催：独立行政法人　住宅金融支援機構
後援：一般社団法人　群馬県建設業協会、一般社団法人　群馬県建築士事務所協会、
　　　一般社団法人　群馬建築士会、一般社団法人　群馬県木造住宅産業協会、
　　　公益社団法人　日本建築家協会関東甲信越支部群馬地域会

１．趣旨

近年の人口減少・少子高齢化といった、社会構造の変化に伴い生じている「住生活に関する課題※」などの社会的な課題や、県産木材の積極的な活用による持続可能な地域づくりに向けた活動など、県民の安全で安心な暮らしや快適で豊かな生活環境を創造するための取組を行い、良質で住み良い群馬県内に建設された住宅を表彰し、広く県民に紹介することにより、県民の住宅に関する関心を高め、居住水準の向上及び住環境の改善を図ることへ寄与することを目的としています。

※住生活に関する課題
①　空き家対策（住環境整備、空き家利活用、土地活用）
②　住宅長寿命化（環境負荷の低減、住宅ストックの活用、リフォーム推進）
③　まちなか居住（まちのまとまり、持続可能なまちづくり）

２．募集内容等

（１）募集内容

ア　新築
・群馬県内の住宅（一戸建、共同住宅、長屋、店舗等併用住宅、賃貸住宅、別荘を含む）
令和２年４月１日から令和５年３月３１日の間に新築工事の竣工した群馬県内の住宅で、施主が満足し、自薦するものとします。

イ　空き家・古民家再生、リフォーム（用途変更・部分リフォームを含む）
・群馬県内の住宅（一戸建、共同住宅、長屋、店舗等併用住宅、賃貸住宅、別荘を含む）
令和２年４月１日から令和５年３月３１日の間にリフォーム等（用途変更を含む）工事の竣工した群馬県内の住宅で、施主が満足し、自薦するものとします。
新耐震以前の建築物については、耐震診断等にて耐震性の確保が確認できること、もしくは、耐震改修工事を実施すること。
伝統的構法の建築物においては、改修等によって、以前よりも耐震性能が向上したものであること

※ア、イともにモデルハウス、社宅等及び前年度までに「ぐんまの家」設計建設コンクールに応募した作品については除く。

（２）提出図面等

ア．申請書（様式１）
※紙ベース及びエクセルデータの両方で提出してください。

イ．応募概要（募集内容ア：様式２－１、募集内容イ：様式２－２）
※紙ベース及びエクセルデータの両方で提出してください。
記録媒体の種類については、ＣＤ－Ｒとし、それ以外の場合には「８．（７）」にお問い合わせください。

ウ．建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項の規定による検査済証の写し（建築確認不要の地域の場合は建築工事届提出証明書）
※募集内容イで建築確認申請不要の場合は必要ありません。

エ．案内図　　　　縮尺は任意
オ．配置図　　　　　〃
カ．平面図　　　　　〃
キ．立面図　（２面）　〃　※３
ク．写　真
建物の立地状況がわかる物件周辺写真（非公表）、住宅外観、内部を撮影したもの　６枚以内
※物件周辺写真については、２枚までは、６枚に含みません。
※募集内容イについては、１２枚以内とし、施工前など空き家・古民家再生、リフォーム等の内容がわかるものを含みます。
※Ａ４版の工事写真帳等に整理して、説明文を付けてください。
ケ．その他、住宅の指標を証明できる書類。
コ．写真データ　作品集掲載用　（ＣＤ－Ｒ ※データはJPEGに限る。）

※１）イ～ケは、すべてＡ４に製本し１部提出してください。
※２）イ～ケのＡ４製本書類の内容から、設計者、建設（施工）者の判別できる情報を削除してください。（該当部分の黒塗りでも可）
※３）募集内容イの場合
立面図は、外壁などの改修がある場合は添付してください。

（３）提　出

以下まで、郵送もしくは持参してください。
郵送先　〒３７１－００２５　　前橋市紅雲町１－７－１２
　　　　群馬県住宅供給公社内
　　　　　群馬県ゆとりある住生活推進協議会　事務局　宛
持参場所
・　ぐんま住まいの相談センター（群馬県住宅供給公社内２階）
・　群馬県県土整備部住宅政策課住宅政策係
・　前橋、高崎、中之条、沼田及び太田土木事務所建築係

（４）個人情報について

ア．応募作品については、公表（作品集やホームページへの掲載、動画の撮影・公開など）することを承諾の上応募してください。

提出された書類（提出図面等に関するすべて）に記載されている情報（施主氏名及び建設地住所は非公表、住宅名称は公表）の公表ができない場合は、応募をご遠慮ください。

イ．応募の時点で、アの情報について公表を承諾したものとみなします。必ず応募の前に、設計者・施工者等へ承諾する旨をお伝えください。

ウ．住宅名称は公表しますので、考慮して記入してください。

３．スケジュール

（１）応募期間

令和５年６月１日（木）～令和５年６月３０日（金）

郵送の場合は、６月３０日（金）必着

（２）審査日程　１次審査　７月中旬を予定

２次審査　８月下旬の２日間を予定

（３）入選発表、展示及び表彰式

ア．発表　　　令和５年１０月上旬

イ．表彰式　　令和５年１０月２１日（土）

ウ．展示日程　令和５年１０月２０日（金）～１０月２５日（水）

エ．展示場所　群馬県庁舎１階県民ホール南側

（発表、表彰式、展示日程は、予定です。）

４．賞

ア．最優秀賞	１　点	賞状及び記念品	
イ．優 秀 賞	２点程度	〃	
ウ．優 良 賞	５点程度	〃	
エ．特 別 賞	１　点	〃	（住宅金融支援機構賞）
オ．〃	適　宜	〃	（審査員特別賞）

※１）受賞対象者は、施主、設計者、施工者の３者とします。

※２）最優秀賞又は優秀賞は、以下のような特徴がある作品のうち、特に優秀であると認められる作品に与えられる賞となります。

・環境負荷の低減について工夫した住宅

・住宅の一部を残し、リフォーム工事等を行った住宅、または住宅以外の建築物を住宅に用途変更の工事を行ったもの

・まちなかの創意工夫ある住宅

・子どもの健やかな発育を促す住宅

・県産木材を積極的・効果的に活用した住宅

・その他、個性や特徴のある優れた住宅

５．審査方法

１次審査：提出図面等による書類審査

２次審査：１次審査を通過した作品の必要に応じた現地審査

※現地審査は、施主の生の声を聞かせていただくため、特別な事情を除き、施主だけの立ち会いとします。

６．審査基準

（１）次の基準を主な審査基準として審査します。

ア．設計趣旨が明確であること。

イ．地域と調和し群馬県の気候風土を生かした優れたデザインであること。

ウ．施主の要望が適切に満たされた設計・施工であり、施主が満足している住宅であること。

エ．適切な材料を用いた設計であること。

オ．施工の品質が優れていること。

カ．適切な価格（県民の平均的な所得の世帯が取得可能な価格）で施工されていること。

キ．新たな日常（テレワーク・二地域居住等）に対応した設計であること。

ク．環境への配慮（維持管理の容易性、長寿命化への工夫、脱炭素化等）がなされたものであること。

ケ．空き家・古民家再生、リフォームについては、耐震性の向上やバリアフリー化など、住宅に合った改修技術を用いて品質の向上を図っていること。

（２）加点項目については、以下のとおりです。詳細は応募様式を参照ください。

①　群馬県産木材を使用した住宅で、次の基準に該当する場合

ア．新築の場合で構造材に、在来軸組工法で６０％以上、又は、ツーバイフォー工法で３５％以上使用したもの。

イ．内装材及び建具に１０㎡以上使用したもの。（構造の種別及び新築、リフォームの別を問わない。）

※ア及びイの併用を可とする。

加点を希望する場合は、ぐんまの木で家づくり支援事業を利用し「補助金額の確定通知書」の写しを添付、又は「ぐんま優良木材出荷証明書」の写し等を添付し、応募書類の所定欄に木材総使用量を明記すること。なお、内装材及び建具の使用について加点を希望する場合は、使用面積が分かる図面を併せて添付すること。

②　省エネ改修工事を実施した住宅で、長期優良住宅、次世代省エネルギー基準住宅、トップランナー基準相当住宅、低炭素認定住宅、CASBEE-すまい（戸建）を利用した住宅などで証明できる書類の写しを添付した場合した場合

※空き家・古民家再生、リフォームの場合は、省エネ改修工事の内容がわかる写真等を添付した場合も加点とする

③　ＺＥＨ住宅で、長期優良住宅、次世代省エネルギー基準住宅、トップランナー基準相当住宅、低炭素認定住宅などで証明できる書類の写しを添付した場合

７．審査委員会

本コンクールにおいての審査委員会は、次の委員により構成します。

一般社団法人　群馬建築士会が推薦するもの
一般社団法人　群馬県建築士事務所協会が推薦するもの
一般社団法人　群馬県建設業協会が推薦するもの
独立行政法人　住宅金融支援機構が推薦するもの
一般社団法人　群馬県木造住宅産業協会が推薦するもの
公益社団法人　日本建築家協会関東甲信越支部群馬地域会が推薦するもの
その他学識経験者等

８．注意事項

（１）応募については、必ず「２．（４）個人情報について」を遵守してください。
（２）提出図面等については、返却致しません。あらかじめご了承ください。
（３）工事価格を確認するため、工事請負契約書の原本を提示していただくことがあります。
（４）入賞作品については、Ａ１サイズ展示用パネルを作成していただきます。あらかじめご承知おきください。
（５）１次審査の結果は、１次審査通過者のみにご連絡します。
（６）２次審査の際、作品の撮影を現地にて行う予定です。あらかじめご承知おきください。
（７）その他、応募内容についての不明な点は、以下へお問い合わせください。

問い合わせ先：群馬県ゆとりある住生活推進協議会事務局
担当　関口、村山、菊池、原名、石井
（群馬県住宅供給公社内）
TEL ０２７－２２４－１８８１（音声ガイダンス２番）
：群馬県県土整備部住宅政策課住宅政策係　　担当　三上
TEL ０２７－８９７－２８８９(ダイヤルイン)